

国民健康保険者証切り替えのお知らせ

【お問合せ先】 保健福祉課 保険チーム ☎ 22 - 3041
住民生活課 民生チーム ☎ 25 - 2511

70歳から74歳の高齢受給者の方が対象です！ ～ 3月下旬に郵送いたします ～

国民健康保険被保険者証兼後期高齢受給者証は有効期限が平成 22 年 3 月 31 日までとなっています。新しい保険証は、3月下旬に特定記録郵便で世帯主の方に郵送いたします。
※ 既に3割負担の方（現役並み所得者）、後期高齢者医療制度に加入され、一定の障害認定を受けた方は除きます。

●新しい保険証

お手元に届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、本紙からはがして使用してください。4月以降は新しい保険証をお使いください。

●古い保険証

有効期限が過ぎたら、お手数ですが役場保健福祉課保険チームもしくは、住民生活課民生チームへご持参いただくか、郵送にてお返しください。



70歳から74歳の方の窓口負担の見直しについて

制度改正により 70 歳～ 74 歳の方が医療機関で治療を受けた時などにお支払いいただく窓口負担については、平成 22 年 4 月から 2割負担に見直されることとされていましたが、平成 23 年 3 月までの 1 年間は 1割負担に引き続き据え置かれることとなったため、新しい保険証（有効期限平成 22 年 7 月 31 日）を交付いたします。

進学・就職される学生さんへ

就学のため、家族と離れて生活される場合は「学生保険証」の申請を忘れないでください。（国民健康保険証・印鑑・在学証明書が必要です。）

就職される方で社会保険に加入されたら、国民健康保険の喪失手続きをしてください。手続きがないと社会保険料と国民健康保険税を二重に支払うこととなります。（国民健康保険証・印鑑・社会保険証が必要です。）